平成２７年（フ）第８６号
青森県平川市本町平野44番地15　２Ｆ、開始決定時の住所青森県弘前市大字城南４丁目５番地34
破産者　荒川　　大
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第９６０号
横浜市鶴見区東寺尾３－14－22　コーポ片倉202号室、住民票上の住所三重県多気郡多気町油夫362番地
破産者　八城建築事務所こと　中村　　豊
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
長野市三輪５丁目40番16号　ハイツイサム103号
破産者　竹村　法子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
長野県下伊那郡阿南町北條1790番地
破産者　後藤　　泉
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１７５号
静岡市葵区一番町39番地の２　小林ハイツ３－Ｂ、開始決定時住所静岡市葵区宮前町115番地の８
破産者　伊藤　智子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１１号
静岡県島田市阪本922番地の15　シャルルハイム坂本　501号室、旧住所静岡県島田市阪本922番地の15　シャルルハイム坂本　５Ｆ
破産者　坂本　昌子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２２号
大阪府豊中市島江町１丁目３番７－1001号
破産者　小畑　恒夫
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８１号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ－810号
破産者　隅　桂一郎
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３３号
大阪府大東市寺川４丁目３番28号
破産者　井伊　和彦
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７１号
大阪府東大阪市善根寺町３丁目１番10号
破産者　南　　敦司
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６９号
大阪府枚方市田口２丁目21番３－15号
破産者　田代　勝雄
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３０１号
大阪市平野区加美北１丁目４番30号　山本住宅122号
破産者　北川　惠美
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４０号
大阪市生野区勝山北２丁目９番21号　ハピネスタイチ206号室、開始決定時大阪市天王寺区大道５丁目３番４号　ハイツ大道101号
破産者　里玉江こと　ＳＨＩＮ　ＯＫ　ＹＵＮ　申　　玉連
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４５号
大阪市平野区平野南３丁目４番27号　シャーメゾン山喜305
破産者　岡田　哲夫
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４６号
大阪市平野区平野南３丁目４番27号　シャーメゾン山喜305
破産者　岡田　尚美
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９８号
大阪府八尾市東久宝寺２丁目５番29号
破産者　竹本　茂子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５９号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目24番３－819号
破産者　加藤　将大
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６４号
大阪市東淀川区下新庄５丁目９番13号
破産者　笹川　照子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２３号
大阪市東成区大今里３丁目２番８号
破産者　北之馬　悟
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部